

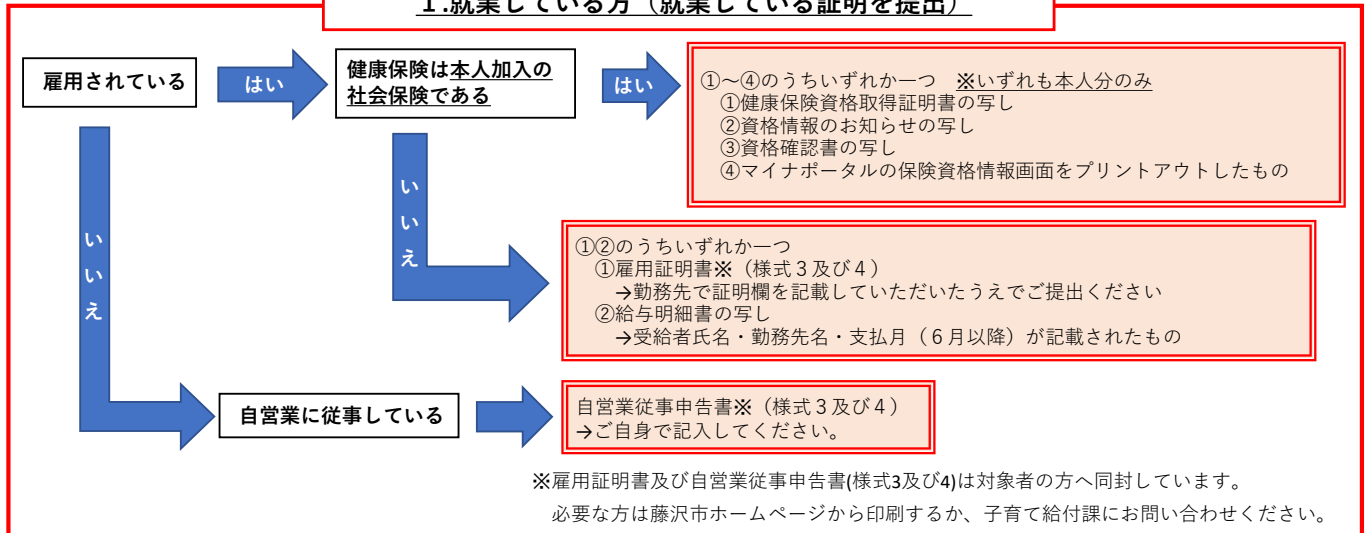
【一部支給停止適用除外事由届出書に添付する確認書類に関するフローチャート】

児童扶養手当の受給から5年経過、または手当の支給要件に該当してから7年経過したときなど、児童扶養手当法第13条の3により、支給している手当額の2分の1を停止することとなっています。

支給停止の適用を除外するためには、一部支給停止適用除外事由届出書と就業・求職活動をしている、もしくは就業・求職活動ができない理由を確認できる書類を提出する必要があります。

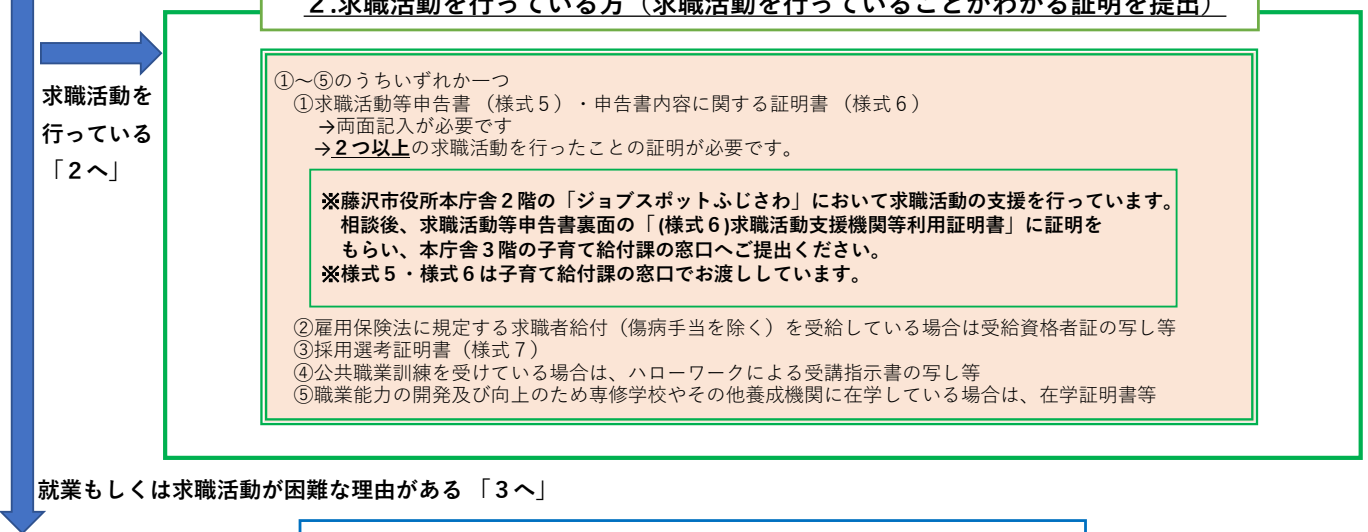
自身がどの確認書類を提出すれば良いかは以下のフローチャートを参考にしてください。

1. 就業している方（就業している証明を提出）



「就業していない方」

2. 求職活動を行っている方（求職活動を行っていることがわかる証明を提出）



3. 就業もしくは求職活動が困難と思われる理由がある方

